

社会保障の規範的基礎付けと憲法

菊池馨実

I はじめに

最近のわが国社会保障制度改革の展開には目を見張るものがある。直近でも、2004(平成16)年年金改革、2005(平成17)年介護保険法改正、発達障害者支援法・障害者自立支援法制定など、重要な立法が相次いだほか、2004(平成16)年生活保護制度のあり方に関する検討会報告書に基づく自立支援プログラムの導入、いわゆる三位一体改革に関連した国から地方への社会保障財源の移管など、十分な理論的検討を要すべき制度改革が少なくない。さらに医療保険制度改革、少子化対策、公的年金の制度枠組みに関わる改革など、今後とも大規模な制度改革が続くことが予想される。

内閣府経済財政諮問会議が制度のあり方について積極的に提言を行っていることに象徴されるように、最近の社会保障をめぐる議論は、いわゆる「財政の論理」を抜きにして語ることが困難な状況にある。たしかに財源との兼ね合いで社会保障給付のあり方は制約を受けざるを得ず、こうした視点が重要であることはいうまでもない。そうした負担ないし拠出の視点も踏まえた理論展開が、経済学・財政学以外の学問分野でも切実に求められているといわねばならない。

こうした状況下、法律学に求められる作業のひとつは、いわば規範的視角から、負担ないし拠出の視点も組み込んだ法理念ないし規範原理を提示し、そこから逆に制度のあり方を問い返す作業であると思われる。理念なき政策は、場当たりの対応に終始することになりかねず、長期的視点か

らみて正しい方向性を持つか否か、必ずしも明確でない¹⁾。また社会保障も立憲民主制国家における法制度の一環であるから、白地のキャンパスに自由に制度を描くことは許されない²⁾。その意味でも、権利・義務の概念に象徴される法律学固有の規範的視点は、有力な視座を提供する可能性をもつ。

本稿は、変転きわまりないわが国社会保障制度をめぐる、その下支えとなるべき法理念を、わが国の基本法規である憲法に立ち戻って提示することを目的とする。その作業は、本特集において憲法学の立場から、尾形・遠藤両論文が用意されていることもあり、筆者の専門である「社会保障法学から憲法学への対話」(竹中勲[2001], p.38)を試みるささやかな作業の一環でもある。以下では、IIで、社会保障の規範的根拠付けをめぐる展開されてきた法理論を、筆者の問題関心に沿う形で概括的にまとめる。IIIでは、筆者が近時展開している憲法13条を基盤とした社会保障の基礎付け論につき〔菊池(2000)(2003)(2004)〕、批判等も踏まえながら改めて提示する。IVでは、当該理論から導出される規範的諸原理等につき、実定法上の社会保障制度との関連でやや詳細に論じる。Vでは、社会保障のもうひとつの規範的根拠として最近有力に主張されている社会連帯論の動向と課題につき論じ、最後に本稿で扱いきれなかった理論的課題等につき触れ、むすびとしたい。

II 基礎付け論としての生存権

1 生存権

従来わが国では、憲法 25 条に根拠をおく生存権を軸にして社会保障を基礎づけるのが一般的であった。現在に至るまで、生存権が社会保障を支える一つの理念であることについてはほぼ異論をみない。

ただし、社会保障の規範的根拠が憲法 25 条にのみ求められてきたわけではない。社会保障法学においては、従来から、憲法 13 条に基盤を置く「人間の尊厳」に着目した学説が存在した(沼田[1973], pp. 39-40, 片岡＝西村[1980], pp. 163-164)。これらは「人間の尊厳」それ自体を深く掘り下げて考察し、独自の規範概念として取り扱うものでは必ずしもなく、憲法 13 条の理念を憲法 25 条の生存権規定の解釈適用にあたって意義を有するものであると抽象的に論じるにとどまっていた³⁾。

憲法学では、従来、憲法 25 条を「社会国家」理念の表明とみて、その裁判規範性の論証を中心に議論してきたといわれる(尾形[2003 a], p. 108)。換言すれば、裁判規範のレベルを離れて、「憲法理論」としての生存権論が展開される試みはあまりなされてこなかった⁴⁾。また憲法 25 条 1 項に規定する「健康で文化的な最低限度の生活」保障を直接具現化したとみられる生活保護法との関連を除くと、実体的な社会保障制度のあり方を枠付ける規範原理の解明に目が向けられることもほとんどなかったといわざるを得ない。

2 近時の憲法学説の動向

これに対し、憲法学における近時の動向として、個人の自律を基調に据えて、憲法 25 条とわが国社会保障のあり方を基礎付けようとする学説が有力に主張されている⁵⁾。

竹中は、憲法の念頭に置く人間像論から説き起こし、社会保障の規範的基礎付けを行っている。すなわち憲法の念頭に置く人間像を、基本的には「具体的人間」像とした上で、その内実を、「くか

けがえのない人生において生き方のその人なりのまとまり・自己統合(personal integrity)ないし自己の人生創造を希求し模索する個人」＝自己統合希求的ないし自己人生創造希求的個人像(竹中[2005 b], pp. 182-183)と捉え、憲法 25 条等の社会権は、「自己統合希求のための諸条件の整備を公権力に要求する権利」であるとし、社会保障の根拠を社会権規定と憲法 13 条に求めている(同[1998], pp. 24-25, p. 43)。

遠藤は、この自己統合希求的個人像が、人間として様々な側面をもっていることを前提とし、自由や自律では把握しきれない、他者との関係性にも着目している点に特に注目しながら(遠藤[2003], p. 141)、憲法 25 条 1 項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の規範内容を明らかにしている(同[2004], pp. 167-169)。

尾形は、具体的な憲法解釈の前提となる基本的思考に関心を寄せ、欧米の政治哲学から示唆を得て、日本国憲法に適合的な「福祉」の構想の定立に向け、考察を進めている(尾形[2000], 同[2001 a])。具体的には、ドゥオーキンやウォルツァーの議論から、憲法 13 条後段による幸福追求権と 25 条による生存権保障の意義は、各人がセルフ・リスペクトを有する市民として、自己の生を追求し続けていくために、人生のリスクに対処しうる公的な仕組みを必要とする点に求められるとし(同[2001 b], pp. 42-43)、最近では、センやヌスパウムらが主張する「潜在能力(capabilities)」論と、人格的自律権論を基礎として、「各人が、自己の生を自律的・主体的に構想し、かつ達成する(有責な一菊池注)主体であり続けるための条件整備たるもの」(同[2003 a], p. 111)という社会保障制度の概念を導出している。

このうち、竹中と尾形は、その理論的基礎を憲法 13 条に根拠を置くいわゆる人格的自律権論⁶⁾に求めている。Ⅲ以下で展開する私見も、基本的にはこの系譜に属するものであり、理論的共通項が少なくない。遠藤も、生活保護受給者の自由の制約に憲法 13 条の自己決定権の見地からアプローチすることに慎重な姿勢を見せながらも(遠藤

[2000], pp. 53-55), 竹中の自己統合希求的個人像をその理論の重要な基礎におき, 最低生活保障を個人の自律的生の条件とみる見方を共有していることから(同 [2003], p. 142), 少なくとも人格的自律権論を排除するものではなく, 基本的には支持しているものとみられる。

これら最近の憲法学説は, 裁判規範としての権利論のレベルにとどまらず, 個別具体的な社会保障制度のあり方を規律する議論の提示を目指して, 「憲法学から社会保障法への対話」を試みている⁷⁾点で, 従来の憲法学には見られなかったアプローチであると評価できる⁸⁾。

III 社会保障の規範的基礎付け

1 社会保障の目的

経済学では, 社会保険が現代の社会保障制度の中心となっていることから「社会保障の役割は実際にはリスク分散機能にかなりのウェイトがかかって」(小塩 [2005], p. 6) いるとの基本認識の下で, リスク分散を中心とした社会保障の捉え方がなされ, 特に現役世代から高齢世代への過大な所得移転を念頭におきながら, リスク分散の仕組みである社会保険に所得再分配という別個の政策効果を持ち込むことに対して慎重な姿勢が示されることが多いようにみられる(橘木 [2000], pp. 51-52)⁹⁾。

これに対し, 法律学とりわけ社会保障を分析対象とする社会保障法学では, 社会保障を国民の「生活保障」と捉える見方が通説であった(荒木 [2002], pp. 250-251)。ただし, リスク分散と所得再分配という二つの機能の規範的限界づけにかかわる議論はほとんど展開されていない。たとえば, 社会保険につき, 保険原理を扶助原理で修正したものという理解が一般的であったものの, 修正の範囲や程度にかかわる規範的議論はなされてこなかった(倉田 [2003 a], p. 27)。そのうえで通説は, II-1 で述べたように, 憲法 25 条の生存権保障規定に社会保障の法的基礎付けを求めたのであった。

2 憲法 13 条を基盤とした社会保障の基礎付け

これに対し, 筆者は, こうした従来の通説とは別の角度から, 社会保障の法的基礎付けを行うべきであると考えに至った。その理由としては, 以下の 3 点を挙げることができる。

第 1 に, 従来の生存権論では, 給付削減・負担増大の局面を迎えている社会保障法制の変転に対し有効な規範的視座を提供し得ていないと評価せざるを得ない。

第 2 に, 従来の議論では, 具体的な制度との関連では主として公的扶助が念頭におかれ, このこともあって社会保障における法関係が, 典型的には国家から国民ないし個人に対する一方的な給付関係として捉えられがちであったことは否定できず, このことが本来社会保障法関係の軸におかれるべき個人を, 積極的能動的な権利義務主体というよりは受動的な受給者すなわち保護されるべき客体として捉える見方につながったとみられる。

第 3 に, 生存権による国民の「生活保障」が, 第一義的には財の配分による静的ないし帰結主義的な意味での平等を志向するものであったことは否定できず, そうした生存権をめぐる理論状況を前提として, 後述する私見のような, 動態的ないしプロセス的視点も加味して社会保障制度全体のありようを規律する規範的諸原理を導き出す作業は, 当然には容易でなかった¹⁰⁾。

私見によれば, 社会保障の目的とは, 従来の通説にいう国民の「生活保障」にとどまらず, より根源的には「個人の自律の支援」, すなわち「個人が人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための条件整備」にあると捉えられる。ここで尊重されるべき①「個人」基底性, ②「自律」指向性といった諸価値は, 憲法 13 条によって憲法上保障されている根源的なものであり¹¹⁾, どちらかといえば, 前者は個人主義を宣明する同条前段(個人の尊重), 後者は同条後段(幸福追求権)に軸足を置くものと位置づけられる。そして, そうした条件整備にあたって最終的に責任を負う主体は国家であり, そこで達成されるべきものは, ライフステージの各段階における各個人の③「生き方の選択の

幅の平等」(ないし実質的機會平等)とでも呼ぶべき規範的価値である。たしかに平等の契機は、法の下での平等を定めた憲法14条1項並びに生存権を規定した憲法25条(なかでも「健康で文化的な最低限度の生活」保障を定めた1項)に内在している。ただし、ここで重要なのは、各個人による自主的自律的な生の構築を可能にするためには、単に財の配分における形式的平等を達成するだけでは十分ではなく、各人が財を機能(functionings)に変換する能力にも着目した実質的配分が要請されるということである(セン[1999], pp. 123-133, 172-175, 233-238)¹²⁾。したがって、憲法25条が社会保障制度(とりわけ公的給付にかかる諸制度)の直接的な根拠規定であることは言うまでもないとしても、同条の保障水準・保障内容などをめぐる規範的理解は、上記の意味での憲法13条の解釈によって規律されるものといわねばならない¹³⁾。

憲法13条を基盤とし、憲法14条1項の趣旨も踏まえながら¹⁴⁾直接的には憲法25条を媒介として具現化される③「実質的機會平等」の価値は、人格的に自律した個人を前提においても、社会保障制度を基礎付けることを示している¹⁵⁾。誕生から死に至るまで、人間は社会あるいは共同体の中で、他者とのかかわり(関係性)の中で生きる存在である。そして社会や共同体において相互に尊重し一定の範囲で助力し合うことは、人間が生まれて自律的個人へと成長し、その自律性を保持しながら自らの生き方を追求していく上で、規範的な前提条件として求められているものと解される。それゆえ、一方では、③「実質的機會平等」の価値を実現する限度で、個人は、憲法29条2項(財産権の「公共の福祉」による制約)を直接的根拠として、制度加入・財源拠出などの面で強制の契機を受忍すべきことが求められる。また他方、たとえば地域コミュニティやNPOなど自生的・自発的な社会共同体による福祉サービス供給など社会保障領域における活動につき、単なる結社の自由(憲法21条1項)といった自由権的側面にとどまらず、公的助成により育成・支援していくことも、こうした規範的基盤の下でより積極的

に正当化され得るものと思われる。

「個人の自律の支援」に資するための諸制度は、広義においては教育・雇用・住宅・通信など、従来一般に理解されてきた社会保障の範囲に収まりきらない広がりをも有する。Ⅳで述べるように、個人を法関係の軸に据え、その自律支援のあり方を論じるというアプローチ自体に、こうした広範な視点が内在している。ただし、憲法25条の生存権規定が存在し、同条が、教育権(憲法26条1項)や勤労権(同法27条1項)を通じて間接的にはなく、「無媒介的に」(荒木[1983], p. 29)直接の根拠となるとみられる一群の法制度が存在する以上、これらの(年金・医療・社会福祉・生活保護等の)諸制度を(狭義の)社会保障と捉え、社会保障法学がこれらの諸法を独自の分析対象とすることも、意味のないことではない。

Ⅳ 尊重されるべき規範的諸原理

1 規範的原理と下位原則

Ⅲで述べたように、社会保障をめぐる法的基礎付けにつき、憲法13条を基盤として再構成することにより、「個人」基底性、「自律」指向性、実質的機會平等といった規範的諸原理が析出された。次に、これらの諸原理の下で、どのような下位原則が認められるか、またそれらに照らして近時の社会保障制度改革の一端はどのように評価され得るかにつき、現段階での筆者の構想を試論的に展開してみたい。もとより抽象的な憲法条文を基盤とした規範的原理から以下のような個別的諸指針を導き出すことについては、非現実的であるとの疑念が生起され得るかもしれない。個別具体的な社会保障の制度設計にあたっては、こうした規範的基礎付けの議論だけでそのあり方を論じ尽くせるものでないことは当然である。

しかしながら、超少子高齢社会に突入し、抜本的な改革が余儀なくされつつあるわが国社会保障制度のあり方を、従来の制度枠組みに必ずしも縛られることなく、また狭義の社会保障の範囲にとられることもなく、憲法に価値をおく特定の規範的立場から透徹した視点で俯瞰するという本稿

のような理論的作業も、理念なき政策が場当たりの対応への終始との姿勢をもたらしかねない危険性がある中で、持続可能な社会保障制度の構築との観点から決して無意味ではないのではないかと考えられる。また社会保障を単なる財の配分と捉えるのではなく、動態的ないしプロセスの視点を重視し、自律した個人の取り組みに対するサポートシステムの整備・充実に焦点を当てるとの筆者の議論の具体的ねらいは、以下のように個別具体的な制度論を展開することによってはじめて明確化することができるとの側面もある。

2 「個人」基底性

(1) 国家による個人への過度の干渉に対する警戒

給付の側面だけに目を奪われると見逃しがちであるが、社会保障制度には、国家による個人生活への介入という側面がある。したがって個人生活への過度の介入をもたらす制度、あるいは個人への強制の契機をもつ制度の導入に際しては慎重な配慮を要する。この点はまず、憲法 29 条 1 項の財産権保障とも関連して、強制加入により保険料拠出が義務づけられる社会保険制度を設定すべき範囲・保障水準をめぐって配慮されるべき規準となる¹⁶⁾。また最近、介護保険法改正による新予防給付の創設、医療制度構造改革試案などにみられる生活習慣病予防対策の本格導入など、「予防」に焦点が当てられている。しかし、たとえば保険給付上の不利益取扱いを背景として予防活動を事実上強制し（生活習慣病予防のための努力をしない被保険者に対する給付減額など）、予防給付のための新たな強制加入・強制拠出を伴う制度を設けること（疾病予防保険制度の創設など）については、国家と個人との間に緊張関係を生ぜしめかねず、慎重でなければならない。

このほか、後述する「貢献」原則との兼ね合いはあるものの、生活保護行政における指導指示のあり方（生活保護 27 条 2 項）や、いわゆる自立支援プログラムの適用のあり方などについても、配慮が必要である。

(2) 個人単位での権利義務等の把握

個人を社会保障法関係の軸に据える立場からすれば、基本的に個人単位で社会保障法関係における権利義務主体の把握がなされるべきことが要請される。この点から問題となるのが、たとえば、被用者保険における被扶養者は、家族療養費（健保 110 条）の支給対象となるとはいえ、給付等に関する不服につき自法的救済を求めることができないこと¹⁷⁾、また医療保険給付の受給にあたって提示が必要とされる被保険者証の交付請求権は、国保法上、世帯主（国保 9 条 2 項）に付与されており、明文規定のない被用者保険においても、扶養家族各人に交付されるとの取扱いはまだ一般的でないこと等である。

現在、家族形態やライフスタイルの多様化等の事情の下、家族のあり方に中立的な制度を構築すべきとの社会的要請が高まりつつある。その意味では、各制度ごとに、給付と負担の公平との視点も踏まえて個人単位での把握を検討することには積極的意義がある。ただし、個人を軸に据えるとしても、たとえば児童に関わる分野を念頭におけば明らかなように、世帯あるいは家族とのかかわりを一切捨象した「個人」単位での社会保障の制度設計はあり得ない点に留意すべきである（岩村〔2005〕, pp. 276-286）。

3 「自律」指向性

(1) 「参加」原則

社会保障制度の策定及び実施にあたっては、可能な限り個人の主体的「参加」による関与の機会を積極的に保障することが望まれる。この点から、被保険者など関係当事者の意思反映による制度運営への積極的な参加が可能となり得る社会保険の仕組みを積極的に評価すべきである。また、次第に立法化されつつある行政計画策定過程への住民その他関係者の参加手続の保障（介保 117 条 6 項、社会福祉 107 条、障害自立支援 88 条 5 項）、政策決定過程における意見聴取機会の付与（パブリックコメントなどの一般的制度のみならず、法制度改正の直接的な影響を受け得る関係団体等への十分な意見聴取など）、等が求められる。

(2) 「選択」原則

個人の自己決定を尊重する趣旨からすれば、受給者や利用者の意思にかかわらず一方的に給付の可否・内容が決められる仕組みは、基本的には消極的に評価されるべきであり、自らの意思による選択が可能であることが求められる。この点で、生活保護法上の入所保護（生活保護 30 条 1 項但書）に際して、保護実施者には被保護者の意思を第一義的に配慮することが求められ¹⁸⁾、またその法律構成の理解の仕方につきサービス利用者（家族）＝施設・事業者間における契約的要素の存在を否定してきた行政解釈を前提とした場合¹⁹⁾、基本的に社会福祉基礎構造改革以前における措置制度の仕組みは消極的に評価されざるを得ないものであったといえる。

(3) 「情報アクセス」原則

個人が「参加」し、「選択」をなすための前提条件として、とくに医療・福祉分野における適切なサービス情報の提供・公表（社会福祉 75 条以下、介保 115 条の 29 以下）が公的に保障されねばならない。個人レベルでは、自己情報のコントロールとの見地も踏まえ、診療録・介護記録などを含む個人情報開示請求権の実効的確保が求められる。高齢期に備えた自助的な所得保障手段確保（老後の生活設計）のための基盤を提供する意味では、2008（平成 20）年に本格導入が予定されている公的年金のポイント制も積極的に評価できる。その際、年金分野に限らず、IC カード化も含めた情報アクセスの容易化も検討対象とすべきであろう。このほかマクロレベルでは、政策策定の前提となる基礎資料（人口統計なども含む）の全面的開示が求められる。

(4) 「貢献」原則

社会保障法関係において想定されるべき基礎的法主体としての個人が、能動的主体的な権利義務主体であることからすれば、一方的に給付を受けるとどまらず、自らも一定の「貢献」をなすべきことが求められる。「貢献」とは、もっとも端的には費用負担という形でなされる。したがって、社会保障法関係とりわけ負担と給付が一対一で対応する点に制度の本質を見出し得る社会保険の法

律関係においては、能力に応じた負担（応能負担）が原則であるとはいえ、保険料の減免にも自ずと一定の限界が設定されざるを得ない。医療保険・介護保険における保険料及び一部負担金にかかる負担能力不足は、所得保障ニーズと捉えて、生活保護を含む所得保障制度で対応すべきものである。

ただし、ここにいう「貢献」とは、費用負担との関連でのみ論じられるべきものではない（菊池〔2003〕, p. 602）²⁰⁾。生活保護受給者などのように現実的に費用負担能力を欠く場合であっても、抽象的な負担可能性がある以上（典型的には稼働能力がある場合など）、自立に向けた取り組みが規範的に求められる²¹⁾。

以上、2 および 3 で述べてきた各要素は、常に実現されねば違憲あるいは違法の状態を生じるといった意味での絶対的な規準ではない。しかしながら、これらは少なくとも諸々の社会保障制度のあり方を考える際、依るべき規範的指針となるべき重要な要素であるとともに、裁判規範のレベルではひとつの解釈指針となり得べき要素である。

ただし、これらの諸原則によって現実の制度のあり方を構想する場合、相互に衝突し、あるいは微妙な調整を必要とする場面も生じる。たとえば、2004 年専門委員会報告に端を発する生活保護制度への自立支援プログラムの導入は、合理的理由なくプログラムの参加さえしやうとしない被保護者に対し、最終的に保護変更・停止・廃止権限の行使を明記したという意味では、「貢献」原則の制度化という意味で、基本的には積極的に評価されるべきである。他方、十分な情報・能力等を有しない社会的少数者としての被保護者に対し、就労自立支援のみならず、日常生活自立支援、社会生活自立支援を含めたプログラムの提供を地方自治体に求めるという意味では、法律上の位置づけが明確でないという問題点があるものの、ある種の「参加」原則の実現に資するという意味で積極的な評価をなし得る。ただし、保護の停止・廃止権限を背景として、国家から個人に対する強制的契機をもつことからすれば、専門委員会報告書が述べるように、参加すべきプログラムの選定に際

しては、その内容及び手順を明確に提示した上で、被保護者の同意を原則とする等の手続的な配慮が求められる。

4 実質的機会平等

(1) 医療・福祉・介護サービスの充実

社会保障により「生き方の選択の幅の平等」ないし実質的機会平等の理念を実現すべきであるとすると、所得保障ニーズとは別個に、疾病・障害といった要保障事故を捉え、医療・福祉・介護サービスへのアクセス保障が十全になされる必要がある。支払能力の有無によって左右されることなく、それらの基本的ニーズの基礎的部分²²⁾を平等に保障することが、こうした理念を実現するための前提条件であるからである。

この点、医療については、一定のサービス保障水準がひとまず充足されていることを前提として、主として平等取扱い(憲法25条、14条1項)との関連で現行制度を評価する必要性が生じる。たとえば、介護保険第1号被保険者に生活保護受給者が含まれ、基本的に平等なサービスへのアクセス保障がなされているのとは異なり、医療保険と医療扶助という別建ての医療保障システムが存在し、受療に至るまでのプロセスも平等とはいえない状況にある。また被用者保険、国民健康保険など医療保険の保険者が分立していることに加え、現在の医療保険制度改革論議の中で、従来の老人保健制度に代わり給付・拠出面ともに別建ての高齢者医療制度の創設が図られていることについても、平等取扱いの観点が少なくともひとつの考慮要素となろう。

これに対し、福祉・介護サービスについては、主として憲法13条ないし25条との関連で規範的に求められるサービス水準が保障されていないのではないかという問題がある(河野[1991], pp. 41-42, 前田[1999], p. 19, 菊池[2000], ch. 3など)。介護保険法制定以降、わが国の高齢者介護サービス保障は相当程度進展したと評価できるであろうし、また障害者の自立支援に焦点を当て、重度障害者に対する地域での生活支援を明確に制度上位置づけるなど、障害者自立支援法の

基本的方向性は評価し得る。しかしながら、これらの立法化がなされて以後も、とりわけ自らの意思で在宅(地域)で暮らすことを選択した若年障害者等に対し、憲法13条および25条から規範的に認められるべきサービス水準が保障されておらず、違憲状態ともいい得る状況にあることを否定できない(菊池[2000], ch. 5)。個人による自主的自律的な生の構築をなすための手段を欠く障害者等に対して、その前提条件となるべき諸サービスを確保することは、憲法上当然に保障されるべき権利である。

(2) 子どもへの実体的保障

近時、少子化が重要な政策課題となっている。ただし、最近の議論の多くは、「子育て」支援や児童「養育」という文言にも含意されているように、養育者の支援、親の勤労権保障といった視点からなされているように見受けられる(菊池[2002c], pp. 32-33)。

これに対し、介護保険の保険事故である「要介護状態」が介護者ではなく要介護者の自立を目的とするのと同様(介保1条)、養育される子ども自身の福祉の向上それ自体を、法的に保護されるべき価値として正面から認め、子ども個人に対する社会的支援の視点を明確にしていく必要がある。将来的に、社会で自律し、自立した生活を営んでいくための準備段階として、実質的に平等な機会を保障するとの観点²³⁾から、子育て支援・児童育成策を構築する必要性がある。具体的には、児童手当の充実や保育所の整備などの一般的育児支援策にとどまらず、一人ひとりの子どもの個性、能力に応じた発達支援を行っていくための施策の充実、たとえば発達障害児療育のための早期発見・支援システムの構築、障害児に対する単一コーディネート機関による福祉・教育・保健・医療サービスの統合的実施、児童虐待防止法における通告義務・立ち入り調査権限の強化など児童虐待へのさらなる法的介入、要保護児童(児福25条以下)への公的支援の強化などが求められる。こうした視点は、子どもの発達支援という観点から、障害児か健常児かに関わりなく、また家庭環境の如何を問わず、福祉の向上を図るという見方につな

がる²⁴⁾。ただし、子どもへの直接的な実体的保障は親子・家族関係に対する国家の介入との側面を否定できず、現実的にはこれらの調整を必要とする場面が生じよう。

一人ひとりの子どもの個性、能力に応じた発達支援を実効的に保障するためには、教育を受ける権利を定めた憲法 26 条 1 項も依るべき規範的根拠となる。

(3) 精神的自律能力の不十分・欠如に対するサポート

(2) で述べた子ども期を過ぎてもなお精神的自律能力が不十分であるような場合、あるいは突発的な事故等のためこれを欠くに至ったような場合、(1) で述べた諸々のサービス保障以外に、精神的自律能力の不十分さを補うためのサポートが求められる。社会保障法関係において念頭におかれるべき人間像が、自律的個人であり、3 で述べたように、「自律」指向性を尊重した社会保障制度の構築・運用がなされねばならないとしても、そのことは判断能力・自己決定能力が十分でない個人の法主体性を認めない、あるいは二次的な位置づけにとどめ置くことを意味しない²⁵⁾。そうした個人も、自律に対する潜在能力を有し、「かけがえのない独自の存在として自分なりのまとまりのある人生をつくりあげることを模索し希求する権利」(竹中 [2005 b], p. 22) を当然に有するのであるから、そうした能力の不十分さをサポートするシステムの確保が、規範的見地から積極的かつ強力に求められる。具体的には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等のサポートシステムの整備・充実がこれにあたる。その規範的根拠は、憲法 13 条後段にも直接求め得るけれども、重畳的に、憲法 25 条に基盤をおく実質的機会平等の理念の発現としても位置づけておきたい。ここからさらに、上記のサポートシステムの利用が資力を理由として制限されることがないようにするための支援制度の整備・充実も導き出すことができるからである(遠藤 [2004], p. 169)。ただし、これらの制度に基づくサポートは、パターンリズムへの限界付けとの観点から、あくまで本人の残存能力の尊重という視点に立ち、謙抑的ななされ

ねばならない点に留意を要する。

(4) 失業者等の再チャレンジ

戦後高度経済成長期に大企業を中心に構築された終身雇用、年功賃金等の「日本型雇用慣行」が揺らぎをみせつつあるわが国雇用社会にあって、自律的主体的に自らの生を切り拓こうとする労働者等の自助努力を積極的に支援することが、従前にも増して求められる状況に立ち至っている。こうした観点から、社会保障制度の側では、転職や再就職にあたっての障壁を取り除くため、2002 年企業年金二法制定以後の企業年金改革に見られるように、企業年金のポータビリティ確保策の充実が求められる。また雇用保険法上の教育訓練給付にとどまらず、対象を失業者や自営業者にも拡充した教育訓練経費の貸付制度(藤原 [2004], pp. 66-67) など、主として外部労働市場での職業能力の向上を図るための施策の充実も必要である。さらに失業率が 4% を恒常的に超える状況下、雇用保険の受給期間を超えた長期失業者への対応を、生活保護で行う前段階として、所得保障付きの職業リハビリテーションプログラムを充実させることにより行うことも検討に値しよう。

こうした視点は、近時、労働法学において議論されているところの、職業訓練・能力開発を含む労働市場法制ないし雇用政策法制における個人のサポートシステムの構築との視点(森戸 [2004])、あるいは「生存権を基底とし、労働権を核にして、職業選択の自由と学習権とを統合した性格の」「動的な意味での安定を実現しようとする権利概念」(諏訪 [2000], p. 16) としてのキャリア権の構築との視点(同 [1999] [2004]) とも親和性を有する。またこの視点に基づく失業者等への保障は、憲法 26 条 1 項(教育を受ける権利)、憲法 27 条 1 項(勤労の権利)、さらに憲法 22 条 1 項(職業選択の自由)をもその規範的根拠とするものである。

V もうひとつの基礎付け論としての社会連帯

Ⅱ で述べた理論的営為とは別に、社会連帯を、生存権と並ぶ社会保障の規範的根拠と捉える見方

が、社会保障法学において最近有力に主張されている(高藤[1994], pp. 22-50, 西村[2003], p. 17, 堀[2004], p. 99など)。「社会連帯」あるいは「連帯」との文言が直接みられるわけではないため、その憲法上の根拠は必ずしも明確でないものの、これを憲法25条2項に求める学説がみられるほか(高藤[2001], p. 397)²⁶⁾、憲法13条の個人の尊重原理がこのような諸個人の連帯を内包しているとするもの(竹中[2005b], p. 22)、憲法25条1項の理念の実現を図る生活保護制度を、国家がその構成員に社会連帯の思想にもとづき給付を行うものとしてもとらえることができる旨を唆するもの(堀[1997], p. 71)、等がある。

Ⅲ-2でも述べたように、憲法13条を基盤とし、憲法14条1項の趣旨も踏まえながら直接的には憲法25条を媒介として具現化される「実質的機会平等」の価値は、人格的に自律した個人を前提においても、一定の社会保障制度を基礎付けることを示している。先に述べたことから、一種の連帯的な価値が社会保障の基礎付けとして組み込まれているということは、私見においても十分可能である。

ただし、私見はさておき、上記のような次元での社会連帯理念の強調に際しては、いくつか留意すべき点がある。第1に、とりわけわが国において社会連帯を強調することは、社会全体の利益の中に個人を埋没させ、安易に個人への犠牲を強いかねない危険性、そして個人の自由を抑圧する危険性を、依然として孕んでいる点である。新しい社会連帯論は、これらを強く意識し、かつ克服するものでなければならない。第2に、第1点とも関連して、どこまでの連帯が規範的に求められるのか、当然にはその限界付けが明らかでない点である。とりわけ最近、年金・医療などの分野で世代間所得移転のあり方が極めて重要な政策課題となっている。歯止めのない無制限の世代間連帯を主張するのでない限り、一定の規範的限界付けを伴う理論展開が求められる²⁷⁾。このことは、Ⅲ-1でも指摘したように、社会保障におけるリスク分散と所得再分配という二つの機能の規範的限界づけにかかわる議論を展開することにもつながる。

第3に、今述べたこととも関連して、2006年医療保険制度改革に向けた議論の過程で、独立した高齢者医療制度の財政を現役世代が支えるための仕組みを、「連帯保険料」と称したように、社会保障制度改革に向けた政策論議の中で、特に負担を正当化するための論理として、連帯あるいは社会連帯の理念が用いられることが少なくない。しかし、歴史的に連帯を理念的基盤とするドイツ・フランスとは異なる社会保障の発展過程をたどり、所得格差の拡大(橘木[1997])にとどまらず²⁸⁾、階層面にも及ぶとされる格差社会の到来に焦点が当てられ(佐藤[2000], 山田昌弘[2004], 三浦[2005])、他者や公共への無関心・アトム化といった言葉で表象される「悪しき個人主義化」が進んでいるともいわれるわが国にあって、社会連帯理念を所与の前提として社会保障制度を構築していくことに対しては、慎重な姿勢が求められる。仮に社会連帯がひとつの政策策定指針となるべき規範原理であるとしても、実体社会のありようや多くの人々の意識と大きな乖離を生じつつあるとすれば、そうした「社会」との距離を冷静に捉え、逆に連帯の基盤となり得べき社会関係を再構築する方向への政策誘導が必要との見方もあり得る²⁹⁾。

なお最近、「実定法制度が団体的扶養の性格を完全に払拭しないだけでなく、さらにその再活性化を試みようとしているという事態」に「何らかの規範的な意義や必然性を見いだすべきではないか」(倉田[2003b], p. 628)との問題意識から、個々の制度との関連で、比較法の視座を踏まえながら法解釈論的に、社会連帯の存在とその規範的意義を導き出そうとする倉田の業績が出されている。既に、被保険者による社会保険(とりわけ医療保険)制度運営にかかる「保険者自治」の重要性(同[1999], pp. 30-31)、社会福祉法人の機関決定にサービス受給者や労働者の意見を反映させるシステムの必要性(同[2001], pp. 136-139)、保険者間の財政調整システムも保険者内の「連帯」を完全に否定するものであってはならないという「限界」に服することからくる老人保健拠出金制度の問題性(同[2002], pp. 56-57)、追納禁止原則から導かれるところの国家や個人のみに

に解消されない老齢年金保険の集団法的側面（同〔2004〕, p. 43）といった議論が展開されている。先に述べたようないわば総論レベルでの社会連帯論とは別次元で、こうした実定法レベルでの社会連帯論の「積み上げ」は、「社会連帯の考え方は、……一般的抽象的であって、連帯の主体や内容（範囲と程度）およびその根拠が一義的に明確なわけではな」い（良永〔1997〕, p. 126）などと批判されることの少なくない社会連帯論に新たな射程を切り開く理論的作業として位置づけられよう³⁰⁾。

VI むすびにかえて

IV-1でも述べたように、個別具体的な社会保障の制度設計にあたっては、本稿で述べてきた規範的基礎付けの議論だけでそのあり方を論じ尽くせるものでないことは当然である。ただし、持続可能な社会保障制度ないし政策策定にあたっての規範的指針（政策策定指針）となり得る点は看過されるべきでない。また、少子高齢化の急激な進展という未曾有の事態の只中にあるのは、わが国社会保障制度のグランドデザイン（全体像）をいかに描くかも重要な視点である。この点につき、私見では、本稿でもその一端を論じたように（菊池〔2000〕, p. 272）、老後所得保障における公的年金の役割を一定程度縮減し、自助的所得保障手段確保に向けての様々な公的援助措置を講ずる一方で、医療・福祉・介護といった生活の基盤確保にかかわるサービス分野については、憲法13条を背景とし25条で保障される一定の水準をすべての国民に対し実質的に保障するという全体像を構想する。いわゆる「医療・福祉重視型」ともいうべき社会保障像である（広井〔1999〕, pp. 189-191、駒村〔2005〕, p. 43）。その際、筆者の視点は、とりわけ障害者や子どもへの実体的配慮、自律に向けた個人の取り組みに対するサポートシステムの整備・充実などに対して、狭義の社会保障という従来の枠組みを超えて、従前以上に焦点を当てていこうとするものである。

Vで論じた社会連帯論に対して向けた留意点の

うち、第2、第3の二点、すなわち世代間所得移転のあり方を枠付ける規範的議論、社会保障制度の実体的基盤となる「個人」や「社会」の揺らぎへの対応については、実は筆者が取り組むべき理論的課題でもある。残念ながら既に本稿に与えられた紙面を大幅に超過したので他日を期さざるを得ず、別稿に委ねなければならない³¹⁾。

注

- 1) その好例として、2006年度予算編成過程において、いわゆる三位一体改革に伴う国庫負担金等の見直しをめぐる、生活保護給付費の国庫負担割合を4分の3に据え置く一方、児童手当及び児童扶養手当の国庫負担金の引下げ等を行ったことが挙げられる。当初厚生労働省は、生活保護の国庫負担割合の2分の1への引下げを主張したのに対し、理念がないと地方六団体から批判された。「国と地方の協議の場（第12回）議事要旨（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kunitotihou/daili2/12gijiyousi.html>）など参照。
- 2) たとえば、公的年金の給付引下げをめぐる議論は、年金受給権の法的性格や、憲法条項との関係での合憲性判断を抜きにしては論じられない。菊池〔2002a〕参照。
- 3) このほか、自由の理念と生存権理念を統合する普遍的理念としての「人間の尊厳の原理」を掲げるものとして、遠藤〔1991〕がある。
- 4) 憲法学における従来の生存権論の再構成の試みとその限界につき、尾形〔2001a〕, pp. 92-96。
- 5) 本文で取り上げるもののほか、「健康で文化的な最低限度の生活」保障の内容として、「人間としての主体的で自律的な生き方の支援」を含め、（必ずしも社会保障に限定されないが）自律の原理から国家の任務を整理するものとして、西原〔1996〕, p. 156, pp. 158-159がある。なお注10参照。
- 6) 人格的自律権論の提唱者である佐藤幸治は、「生存権は、何らかの事情で自律権を全うできない状況におかれた場合に、再び自律的存在たりうるよう物的環境的に社会として手助けをするという趣旨のもの」と解する（佐藤〔1993〕, p. 28）。その人権論は、自律性の獲得・維持・終結の過程を射程に入れたものであり、それゆえに社会権は人権として考えるべきである旨、指摘される（同〔1999〕, p. 21）。
- 7) 竹中勲〔2001〕, pp. 45-46、同〔2005b〕, pp. 22-23、遠藤〔2004〕, pp. 167-169。尾形〔2001b〕〔2002〕は、医療保険制度をめぐる基本問題と高齢者医療制度のあり方について相当具体的に論じている。
- 8) このほか、3で展開する筆者の社会保障法理

論を俎上に載せ、「国家社会保障から自立社会保障への構造転換」を論じるものとして、堤〔2004〕がある。

- 9) ただし、経済学のなかでも、経済学的アプローチのなかで「世代間の公平論」（現役と高齢者間の所得分配）は説得力を失っているけれども、そのアプローチにおける合理的個人の存在という前提が、「不確実性、個人の意思決定における時間視野などの制約下で、どの程度現実的なかも考えておく必要がある」とする見解もある（駒村〔2004〕, pp. 6-7）。
- 10) 社会保障法学でも、社会福祉領域に限定してではあるが、憲法25条の規範的内容の一部として、サービス受給者の自己決定の尊重が要請されるとするもの（竹中康之〔2001〕, p. 37）、「社会福祉の自己決定」の保障は憲法25条2項の公的責任に当然内包されるとするもの（山田晋〔2004〕, p. 108）などがある。注5参照。しかしながら、筆者の意図は、単に社会保障あるいは社会福祉領域における自己決定の尊重を抽象的に論じるとどまらない射程を有することに留意されたい。
- 11) 佐藤幸治によれば、人格的自律権論の立場から、「25条を社会権の総則規定とみる限り、13条の補充的保障対象として社会権的なものを考える必要はない」とされる（樋口ほか〔1994〕, p. 266）。これに対し筆者は、あるべき社会保障制度像の具体的構想という問題意識の下、憲法25条のなかに後述するような規範的諸原理をすべて含めることにはいささか無理があり、人格的自律に直接かかわる諸原則（4（2）及び（3））は、佐藤の言葉を借りるといわば「補充的」に憲法13条に直接の規範的根拠を求めようとするものである。
- 12) センの議論の憲法理論への接合につき、尾形〔2003b〕, pp. 11-14。
- 13) 筆者は、こうして憲法13条から導き出される社会保障の法理念を、「自由」の理念と呼んだ。菊池〔2000〕。これに対しては、人格的な自律・自己決定を「自由」と表現するのが妥当か、「自由」と表現することで憲法18条以下の自由と区別できるのか、人格的自律・自己決定を社会保障法の理念とするにしても、それらはより上位の理念であり、社会保障法を支える直接の理念は生存権と社会連帯であると考えべきではないか、等の疑問が出されている（堀〔2004〕, p. 10）。たしかに「自由」との呼称の適切さ如何については筆者も認識しており、本稿ではあえてこの呼称を行わないことにした。ただし、本文や注11で述べたように、直接憲法13条からも社会保障制度のあり方を枠付ける一定の規範原理が導き出されるのであるから、人格的自律等を単なる上位理念であると位置づけることはできない。
- 14) 公的・社会的な給付を軸として（狭義の）社会保障を捉える限り、憲法14条1項を直接の根拠規定とみることは難しいであろう。ただし、法の下での平等の観点から制度のあり方が規定され得ることは当然であるし、また差別禁止法制などの「便宜」付与等にまで射程を広げるならば、憲法14条1項も「実質的機會平等」の価値を具現化する直接の根拠規定とみる余地が生じる。植木〔2004〕, p. 77 参照。
- 15) 樋口ほか〔1994〕, p. 266（佐藤幸治執筆）は、「憲法は、それが示唆する社会連帯性の観点……から、各人の自律権の実現を相互的に助けるという趣旨で社会権を保障している」と述べる。
- 16) この点で筆者は、公的年金の報酬比例部分に対し疑問を呈してきた（菊池〔2000〕, pp. 160-172）。ただし現在では、一階建てで所得再分配効果が強く働き、給付の所得代替率もわが国ほど高くないアメリカ型の制度であれば、基礎的所得保障にとどまる限り正当化可能と考えており、定額年金にこだわるものではない。尾形〔2003a〕, p. 114 による、筆者の規範的議論と報酬比例年金は、法理論的にみて必ずしも排他的関係にあるわけではない旨の指摘は、その限りで正当である。
- 17) ただし、この点は被扶養者が被保険者でないことに起因するので、被用者保険そのもののあり方にかかわる論点ではある。
- 18) 大阪高判平15・10・23賃金と社会保障1358号10頁（野宿生活者に対し、住居をもたない者には居宅保護はできないとして収容保護決定をしたのが違法だとして、同決定の取消請求が認容された例）参照。
- 19) ただし、行政解釈とは異なり、措置の時代でもサービス利用決定の行政処分性とサービス利用者（家族）＝事業者・施設間の法律関係に契約的要素を認めることは両立し得るとする見解が裁判例でもみられ（東京地八王子支判平10・12・7判例地方自治188号73頁）、学説でも有力に展開されていた点に留意されたい。他方、1997年児童福祉法改正後の保育所入所方式については、市町村と保護者との公法上の契約である旨説明する行政解釈に抗して、依然として保育所入所決定の行政処分性を認める裁判例が出されており（さいたま地判平14・12・4判例地方自治246号99頁）、学説上もこうした理解が大勢を占めている（交告〔2004〕, p. 160）。ただし、同改正後は市町村と保護者との利用契約関係に変更された旨明言する裁判例として、大阪地判平16・5・12賃金と社会保障1385＝1386号81頁。
- 20) 尾形〔2003a〕, p. 111 は、社会保障における個人が有責な主体であることを論じ、このこと

- は費用負担主体としての側面のみならず、無拠出の給付を受ける主体であっても、自己の生を追求するための努力を怠ってはならないことも含意する旨、述べる。
- 21) この点は、いわゆる社会的シティズンシップ論に関連する。詳細は別稿を期す予定であるが、憲法学では、憲法 27 条 1 項が規定する勤労の義務と憲法 25 条との関連で、勤労の義務を果たさない者、すなわち、勤労の能力があり、その機会があるのにかわらず、勤労しようとししない者に対しては、国は、その生活を保障する責任を負わないと解する説が、有力説ないし多数説である(野中ほか〔2001〕, p. 514 [野中俊彦執筆], 遠藤〔2004〕, p. 161)。その意味で、最近わが国で注目されているベーシック・インカムの構想も、それが稼働能力ある成人も含め一律に金銭給付を行う趣旨であれば、わが国憲法構造下での実現可能性は極めて低いといわざるを得ない。
- 22) ここで基礎的部分というのは、公的に保障されるべき水準は青天井ではあり得ないとの趣旨を含む。ごく一般的に言えば、医療においては適正水準(オブティマム)保障、介護においては最低水準(ミニマム)保障が求められると解される(菊池〔2001〕, p. 68)。
- 23) 子どもは特段の保護を必要とする存在であることは言うまでもないが、子どもにとっても権利の自律的行使との観点は重要である。第 1 に、自律は個人の尊厳につながるものとして、それを行行使すること自体に価値があり、第 2 に、権利を行行使する能力は実際にそれを行行使することによって形成されていくという面を有しているからである。米沢〔2005〕, pp. 24-25。児童の権利条約 12 条参照。
- 24) 特別支援教育というカテゴリーは、わが国では障害児のニーズに対応した教育と捉えられているのに対し、アメリカでいう special education は、優れた才能のある子どもに対する特別なサポートをも含む概念である。ひとり一人の子どものニーズ、能力に応じた教育を行うという観点からは、後者のほうが一貫した対応といえよう(菊池〔2005〕, pp. 92-93)。
- 25) 筆者の自律的人間像に対する社会福祉の視点からの批判として、鶴沼〔2003〕, 山田晋〔2004〕。
- 26) 第 156 回国会衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会議録第 5 号(平成 15 年 7 月 10 日)において、わが国生存権論の発展に大きく寄与した憲法学者である中村睦男(参考人)は、「二十五条の一項は『健康で文化的な最低限度の生活』ということでございますので、この観点から社会連帯の考え方というのは直接出てきません。しかし、二十五条二項では、社

- 会保障制度を樹立するという規定の中で、おっしゃったように、社会保障の理念として、生存権の中に社会連帯の考え方を入れるということでは、私は、今の憲法は、二十五条はそのままにして、社会保障の理念というのはもともとそういうものであった、社会連帯なり個人の自立、それから集団の自治ということを含んでいるんだという解釈で十分可能であるというふうに考えております」と述べている。http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/010715620030710005.htm この見解を支持するものとして、倉田〔2005〕, p. 46。
- 27) 西村〔2003〕, p. 17 も、「年金をめぐる世代間対立に典型的に示されているように、負担と給付がバランスのとれたものであることが重要であり、それを失わせるような施策が、社会連帯の原理によって合理化されるべきものでもない」と指摘する。
- 28) ただし最近、大竹〔2005〕のように、世帯間所得格差の主因を人口の高齢化と世帯構成の変化(単身世帯、二世帯の増加)に求め、格差をことさらに強調しない研究もなされている。
- 29) 倉田〔2003 b〕, p. 639 も、すべての社会福祉事業において、利用者・従業者・事業者による共同運営がなされるべきことを「連帯」概念を用いて一般化し、立法等を通じて「社会」関係の形成を誘導し、場合によっては強制する必要性を論じている。
- 30) 筆者の従来の議論の全体的理解とそれに対する批判としては、現在までのところ倉田〔2003 b〕がもっとも正鵠を射たものであると筆者は理解している。「個人の『生活』そして『生活』を通じて獲得するであろう個人の人格の主体的発展は、他者すなわち『社会』との関わりあいのなかではじめて意味をもつのではないか」という私見への問いかけに対し、本稿での立論が現段階での筆者なりのひとつの解答となるのではないかと考えている。
- 31) 結論のみを記すと、筆者は、高齢者を単に給付の受け手としてのみ位置づけたり、現役世代と別建てで保障対象とするのではなく、世代融合的な制度設計とすべきであると考え。またわが国社会保障の社会的基盤の再構築のためには、障害者差別禁止法などの差別禁止アプローチに踏み込むべきと考える。

参考文献

- アマルティア・セン(池本幸生ほか訳)〔1999〕『不平等の再検討』, 岩波書店。
 荒木誠之〔1983〕『社会保障の法的構造』, 有斐閣。
 ———〔2002〕『社会保障法読本(第 3 版)』, 有斐閣。
 岩村正彦〔2005〕「社会保障における世帯と個人」

- (岩村正彦・大村敦志編『融ける法を超える法①個を支えるもの』, 東京大学出版会)。
- 植木 淳 [2004] 「障害のある人の憲法上の権利についての一考察」『北九州市大法政論集』31巻2=3=4号。
- 鶴沼憲晴 [2003] 「社会福祉法制度における人間像」(編集委員会『21世紀における社会保障とその周辺領域』, 法律文化社)。
- 遠藤昇三 [1991] 「『人間の尊厳の原理』と社会保障法」, 法律文化社。
- 遠藤美奈 [2003] 「『健康で文化的な最低限度の生活』再考」『社会保障法』18号。
- [2004] 「『健康で文化的な最低限度の生活』の複眼的理解」(齋藤純一編著『福祉国家/社会的連帯の理由』, ミネルヴァ書房)。
- 大竹文雄 [2005] 『日本の不平等』, 日本経済新聞社。
- 尾形 健 [2000] 「『福祉』問題の『憲法理論』(1)」『法学論叢』147巻5号。
- [2001a] 「『福祉』問題の『憲法理論』(2・完)」『法学論叢』149巻4号。
- [2001b] 「高齢者医療制度改革の構想(1)」『法学論叢』150巻1号。
- [2002] 「高齢者医療制度改革の構想(2・完)」『法学論叢』150巻5号。
- [2003a] 「『福祉』問題の憲法学」『ジュリスト』1244号。
- [2003b] 「『健康で文化的な最低限度の生活』水準のあり方をめぐって」『社会保障法』18号。
- 小塩隆士 [2005] 『社会保障の経済学(第3版)』, 日本評論社。
- 片岡 昇=西村健一郎 [1980] 「社会保障の権利」(『社会保障講座1 社会保障の思想と理論』, 総合労働研究所)。
- 河野正輝 [1991] 『社会福祉の権利構造』, 有斐閣。
- 菊池馨実 [2000] 『社会保障の法理念』, 有斐閣。
- [2001] 「新しい生存権論」『法学教室』250号。
- [2002a] 「既裁定年金の引下げをめぐる一考察」『年金と経済』21巻4号。
- [2002b] 「育児支援と社会保障(上)」『社会保険旬報』2144号。
- [2002c] 「育児支援と社会保障(下)」『社会保険旬報』2145号。
- [2003] 「社会保障法理論の系譜と展開可能性」『民商法雑誌』127巻4=5号。
- [2004] 「公的扶助の法的基盤と改革のあり方」『季刊社会保障研究』39巻4号。
- [2005] 「アメリカにおける社会保障の一断面③カリフォルニアにおける発達障害をめぐるサポートシステム」『月刊福祉』88巻12号。
- 倉田 聡 [1999] 「社会保険財政の法理論」『北海道大学法学研究』35巻1号。
- [2001] 「これからの社会福祉と法」, 創世社。
- [2002] 「老人保健拠出金制度の問題点と健康保険事業の可能性(下)」『健康保険』56巻11号。
- [2003a] 「社会保険の本質について」『週刊社会保障』2237号。
- [2003b] 「社会連帯の在処とその規範的意義」『民商法雑誌』127巻4=5号。
- [2004] 「年金と社会保険」『法律時報』76巻11号。
- [2005] 「憲法『改正』と個別法律学習「4」社会保障法との関係」『法学セミナー』612号。
- 交告尚史 [2004] 「演習行政法」『法学教室』289号。
- 駒村康平 [2004] 『福祉の総合政策(新訂2版)』, 創成社。
- [2005] 「21世紀の社会保障制度を求めて」(城戸喜子=駒村康平編著『社会保障の新たな制度設計』, 慶應義塾大学出版会)。
- 佐藤幸治 [1993] 「立憲主義といわゆる『二重の基準論』」(芦部信喜先生古希祝賀『現代立憲主義の展開(上)』, 有斐閣)。
- [1999] 「人権の観念と主体」『公法研究』61号。
- 佐藤博樹 [2000] 『不平等社会日本』, 中公新書。
- 諏訪康雄 [1999] 「キャリア権の構想をめぐる一試論」『日本労働研究雑誌』468号。
- [2000] 「労働市場法理念と体系」(日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第2巻労働市場の機構とルール』, 有斐閣)。
- [2004] 「キャリア権をどう育てていくか?」『季刊労働法』207号。
- 高藤 昭 [1994] 『社会保障法の基本原理と構造』, 法政大学出版局。
- [2001] 『外国人と社会保障法』, 明石書店。
- 竹中 勲 [1998] 「自己決定権と自己統合希求の利益説」『産大法学』32巻1号。
- [2001] 「社会保障と基本的人権」(日本社会保障法学会編『講座社会保障法第1巻21世紀の社会保障法』, 法律文化社)。
- [2005a] 「精神障害者の強制入院制度の憲法学的検討」『同志社法学』56巻6号。
- [2005b] 「高齢者と人権保障・憲法学」『法律時報』77巻5号。
- 竹中康之 [2001] 「社会福祉基礎構造改革と障害者福祉法の課題」『社会保障法』16号。
- 橋本俊詔 [1997] 『日本の経済格差』, 岩波新書。
- [2000] 『セーフティ・ネットの経済学』, 日本経済新聞社。
- 堤 修三 [2004] 『社会保障の構造転換』, 社会保

険研究所。

西原博史〔1996〕「〈社会権〉の保障と個人の自律」『早稲田社会科学研究』53号。

西村健一郎〔2003〕『社会保障法』,有斐閣。

野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利〔2001〕『憲法Ⅰ(第3版)』,有斐閣。

樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂〔1994〕『注解法律学全集Ⅰ 憲法Ⅰ』,青林書院。

藤原稔弘〔2004〕「雇用保険法制の再検討」(日本労働法学会編『雇用政策法の基本原則(日本労働法学会誌103号)』,法律文化社)。

堀 勝洋〔1997〕『現代社会保障・社会福祉の基本問題』,ミネルヴァ書房。

——〔2004〕『社会保障法総論(第2版)』,東京大学出版会。

前田雅子〔1999〕「介護保障請求権についての考

察」『賃金と社会保障』1245号。

森戸英幸「雇用政策法—労働市場における『個人』のサポートシステム—」(日本労働法学会編『雇用政策法の基本原則(日本労働法学会誌103号)』,法律文化社)。

沼田稲次郎〔1973〕「社会保障の思想」(沼田稲次郎=松尾均=小川政亮編『社会保障の思想と権利』,労働旬報社)。

三浦 展〔2005〕『下流社会』,光文社新書。

山田 晋〔2004〕「福祉契約論についての社会的瞥見」『明治学院論叢』713号。

山田昌弘〔2004〕『希望格差社会』,筑摩書房。

良永彌太郎〔1997〕「高齢者所得保障の費用負担」

(河野正輝=菊池高志編『高齢者の法』,有斐閣)。

米沢広一〔2005〕『憲法と教育15講』,北樹出版。

(きくち・よしみ 早稲田大学教授)